

公募

令和6年12月1日

海上保安庁海洋情報部長 藤田 雅之

次のとおり公募します。

1. 業務概要

(1) 概要

本件は、海上保安庁が刊行する海の基本図の売払に係る元売業者を公募するものである。

(2) 業務内容

説明書のとおり。

2. 参加資格要件

応募者は、次の用件を満たす法人を原則とする。

- (1) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立をしていない又は申立をされていないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない又は申立をされていないこと。
- (3) 令和04・05・06年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の買受け」の参加資格を有する者であり、かつ、令和07・08・09年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）を申請する者であること。
- (4) 海上保安庁から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (5) 資格の有効期間内は海の基本図の売払い業務を確実に実施できること。
- (6) 法人の役員等が暴力団員でなく、または暴力団を利用したり、資金を提供するなどの関係がないこと。なお、説明書に定める暴力団排除に関する誓約事項を承諾のうえ、応募すること。

3. 応募方法

応募者は、説明書を参照のうえ、申請書類を提出すること。

4. 説明書の交付期間等

(1) 説明書の交付期間

令和6年12月1日から令和7年1月31日まで
行政機関の休日を除く毎日10時00分から17時00分まで

(2) 説明書の交付場所

〒100-8932
東京都千代田区霞が関3-1-1
海上保安庁海洋情報部情報利用推進課供給出納係
電話 03-3595-3641

(3) 申請書類の提出期間

令和6年12月1日から令和7年1月31日まで
行政機関の休日を除く毎日10時00分から17時00分まで

(4) 申請書類の提出場所及び方法

提出場所は(2)に同じ
提出方法は持参又は郵送（書留郵便に限る。）

5. 選考方法

海の基本図元売業者資格審査要領により決定する。

6. 選考結果通知

電話、書面等により通知する。

7. 説明書に関する問い合わせ先

4.(2)に同じ

8. その他

今回の公募期間経過後に応募する場合は、供給出納係までお問い合わせ下さい。

説 明 書

1. 公募内容

海上保安庁が刊行する水路図誌のうち、海上保安庁が直接売り渡す「沿岸の海の基本図」、「大陸棚の海の基本図」、「大洋の海の基本図」及び「海底地形図」（以下「海の基本図」という。）の売払に係る元売業者を選定する必要があることから、公募を行うものである。

2. 参加資格要件

応募者は、次の要件を満たす法人を原則とする。

- (1) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立をしていない又は申立をされていないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしていない又は申立をされていないこと。
- (3) 令和 0 4・0 5・0 6 年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の買受け」の参加資格を有する者であり、かつ、令和 0 7・0 8・0 9 年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）を申請する者であること。
- (4) 指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (5) 資格の有効期間内は海の基本図の売払い業務を確実かつ適切に実施できること。
- (6) 法人の役員等が暴力団員でなく、または暴力団を利用したり、資金を提供するなどの関係がないこと。なお、別添の「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾のうえ、応募すること。

3. 応募方法

応募者は、申請書類を担当係へ掲出期間内に提出すること。

4. 申請書類

- (1) 元売業者資格審査申請書（様式 1）
- (2) 海の基本図購入計画書（様式 2）
- (3) 海の基本図元売業者誓約書（様式 3）
- (4) 競争参加資格審査結果通知書（写）
- (5) 会社案内その他これに類するもの
- (6) 定款その他これに類するもの
- (7) 取次店及び販売店の名称並びに所在地一覧表

5. 担当係

海上保安庁海洋情報部情報利用推進課供給出納係
所在地 東京都千代田区霞が関 3-1-1
電話 03-3595-3641

6. 申請書提出期間

令和 6 年 1 2 月 1 日から令和 7 年 1 月 3 1 日まで
行政機関の休日を除く毎日 1 0 時 0 0 分から 1 7 時 3 0 分まで

7. 選定方法

「海の基本図元売業者資格審査要領」に基づき、書面審査を行う。

8. 審査結果

電話、書面等により通知する。

9. 遵守事項

別紙のとおり

10. 資格の有効期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

11. 取消事由

次のいずれかに該当すると認められる場合、認定を取り消す。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定された場合
- (2) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 誓約書に違反している場合

12. その他

本説明書に関し疑義が生じた場合は、情報利用推進課供給出納係と協議し、その指示に従うものとする。